

四日市市告示第 14 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成31年 1月 15日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

整理番号	路線名	起 点 終 点	幅員(m)	延長(m)
1	茂福67号線	大字茂福字四五六271-11 大字茂福字四五六271-7	6.0~11.6	53.5
2	羽津80号線	大字羽津字広甲2651-5 大字羽津字広甲2651-20	6.0~13.1	115.4
3	日永西136号線	日永西四丁目3330-1 日永西四丁目3330-6	6.0~9.5	54.9
4	日永66号線	大字日永字登城山5228-14 大字日永字登城山5228-3	6.0~13.4	92.9
5	泊23号線	泊町3147-6 泊町3147-3	6.1~9.7	40.6
6	下之宮22号線	下之宮町字皇田23-1 下之宮町字皇田23-6	6.0~11.7	53.0
7	松寺37号線	松寺三丁目8-1 松寺三丁目8-7	5.0~7.8	34.9
8	西富田51号線	西富田町字京田600-1 西富田町字京田600-5	6.0~9.6	43.4